

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年7月7日（平成29年（行情）諮問第289号及び同第290号）

答申日：平成29年9月6日（平成29年度（行情）答申第223号及び同第224号）

事件名：特定事案に関する陸上幕僚監部事故調査委員会等による事実関係の調査及び再発防止策に関する文書の一部開示決定に関する件
特定事案に関する陸上幕僚監部事故調査委員会等による事実関係の調査及び再発防止策に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書7（以下、文書1を「本件対象文書1」、文書2ないし文書7を「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月26日付け防官文第15126号（平成29年（行情）諮問第289号の関係。以下、同諮問事件を「諮問第289号」という。）及び同年10月7日付け防官文第17440号（平成29年（行情）諮問第290号の関係。以下、同諮問事件を「諮問第290号」という。）により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書1（諮問第289号）

5.56mm普通弾誤射事案は自衛隊発足以来おそらく初めてとみられる重大事案であり、事故調査委員会の調査の内容を一部不開示にすることは、法1条の「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」という目的に反すると考えます。

(2) 審査請求書2（諮問第290号）

5.56mm普通弾誤射事案は自衛隊発足以来おそらく初めてとみられる重大事案であり、事故調査委員会の調査の内容を一部不開示にする

ことは、法1条の「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」という目的に反すると考えます。また、不開示とした理由に「練度に関する情報」とありますが、自衛隊の練度は本事案によって明らかになっており、不開示とする理由には該当しないと考えます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書1（諮問第289号）

（1）経緯

本件開示請求は、「平成28年5月23日に陸上自衛隊然別演習場で起きた実弾誤射事案に関し、北部方面隊に設置された「5.56mm普通弾誤射事案に係る陸幕事故調査委員会」並びに陸上幕僚監部に設置された「5.56mm普通弾誤射事案に係る陸幕事故調査委員会」の事実関係の調査及び再発防止策に関する報告書、及び報告書を作成する際に要した調査や検討に係る書類一式」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、法11条を適用して平成28年10月7日まで開示決定等の期限を延長し、まず、本件対象文書1を特定し、同年8月26日付け防官文第15126号により、法5条3号の規定に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分1）を行ったところ、原処分1に対して審査請求がされたものである。

（2）法5条の該当性について

別紙2の文書1の欄の記載のとおり。

（3）審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「5.56mm普通弾誤発射事案は自衛隊発足以来初めてとみられる重大事案であり、事故調査委員会の調査内容を一部不開示にすることは、法1条の「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」という目的に反する」として、不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

イ 以上のことから、審査請求人の主張は理由がなく、原処分1を維持することが妥当である。

2 理由説明書2（諮問第290号）

（1）経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、法11条を適用して平成28年10月7日まで開示決定等の期限を延長し、まず、本件対象文書1を特定し、平成28年8月26日付け防官文第15126号により、法5条3号の規定に該当する部分を不開示とする一部開示

決定（原処分1）を行い、次に本件対象文書2を特定し、同年10月7日付け防官文第17440号により、法5条3号の規定に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分2）を行ったところ、原処分2に対して審査請求がされたものである。

(2) 法5条の該当性について

別紙2の文書2，文書3，文書6及び文書7の各欄の記載のとおり。

(3) 審査請求人の主張について

ア 上記1(3)アと同旨

イ 以上のことから、審査請求人の主張は理由がなく、原処分2を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成29年7月7日 諮問の受理（諮問第289号及び同第290号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書1及び理由説明書2を収受（同上）
- ③ 同月18日 審議（同上）
- ④ 同年8月7日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 同年9月4日 諮問第289号及び同第290号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当するものとして別紙1に掲げる文書1ないし文書7（本件対象文書）を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示部分には、陸上自衛隊北部方面輸送隊第310輸送中隊の隊員が然別演習場で訓練中に5.56mm小銃の空砲と誤って普通弾（実弾）を発射した事案（以下「本件事案」という。）に関し、本件事案において行われた弾薬類の交付及び保管等の手続並びに陸上自衛隊の弾薬類の取扱いに係る運用の実態等に関する情報が具体的に記載されていると認められる。

当該部分は、その記載内容に照らし、これを公にすることにより、陸上自衛隊の弾薬類の管理要領及びその実態並びに弾薬類の取扱いに係る練度が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする者らをして、それらを踏まえた対処行動をとることを容易にするなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、法5条3号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1 (本件対象文書)

- 文書 1 5. 56mm 普通弾誤射事案に関する調査報告書 平成 28 年 6 月
16 日 陸上幕僚監部事故調査委員会
- 文書 2 第 1 回事故調査委員会 平成 28 年 6 月 2 日 (木) 事故調査委員会
- 文書 3 第 2 回事故調査委員会 平成 28 年 6 月 8 日 (水) 事故調査委員会
事務局
- 文書 4 5. 56mm 普通弾誤射事案に係る北部方面隊事故調査委員会の設
置に関する北部方面総監部一般命令 (北方監般命第 20 号電。28.
5. 25)
- 文書 5 5. 56mm 普通弾誤射事案に係る北部方面隊事故調査委員会の設
置について (通達) (北方訓第 317 号電。28. 5. 25)
- 文書 6 5. 56mm 普通弾誤射事案に係る北部方面隊事故調査委員会陸上
幕僚監部報告 28. 6. 2 北部方面総監部
- 文書 7 5. 56mm 普通弾誤射事案に関する調査報告書 平成 28 年 6 月
16 日 北部方面総監部事故調査委員会

別紙 2 (原処分において不開示とした部分及び理由)

不開示とした部分		不開示とした理由
文書 1	2 ページ, 4 ページ及び 6 ページのそれぞれ一部並びに 7 ページないし 9 ページの全て	陸上自衛隊の弾薬類の管理要領に関する情報であって, これを公にすることにより, 弾薬類の交付・保管等の管理要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 2	2 ページないし 10 ページのそれぞれ一部	陸上自衛隊の練度, 弾薬類の管理要領に関する情報であって, これを公にすることにより, 弾薬類の交付・保管等の管理要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 3	2 ページないし 6 ページ, 8 ページ, 10 ページ及び 12 ページないし 14 ページのそれぞれ一部	
文書 6	4 ページ, 6 ページ, 7 ページ, 9 ページないし 12 ページ, 14 ページ, 15 ページ, 20 ページ, 22 ページないし 25 ページ, 33 ページ, 35 ページ, 37 ページ及び 39 ページのそれぞれ一部並びに 27 ページないし 32 ページの全て	
文書 7	1 ページ, 3 ページ及び 6 ページのそれぞれ一部並びに 7 ページないし 14 ページの全て	

※ 文書 2, 文書 3 及び文書 7 のページ数は, 表紙を除く。